追加型投信／海外／株式

運用実績

運用実績の推移

（設定日:2007年4月27日）

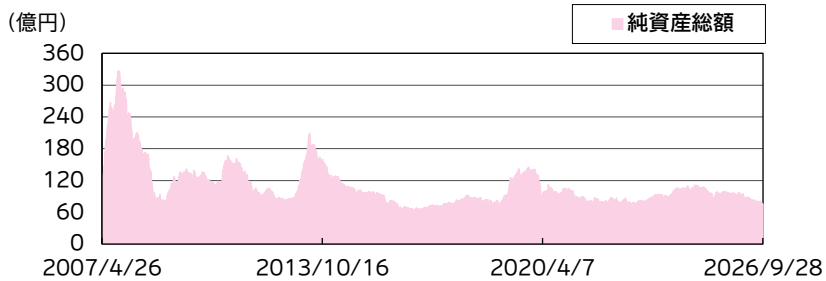

※基準価額は、信託報酬控除後の価額です。設定前営業日を10,000円として指数化しています。なお、信託報酬率は「ファンドの費用」をご覧ください。
※分配金再投資基準価額は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算したものであり、実際の基準価額とは異なります。

基準価額・純資産総額

	当月末	前月末
基準価額(円)	22,096	23,360
純資産総額(百万円)	7,440	7,984

※基準価額は、1万口当たり。

	基準価額(円)	基準日
設定来高値	25,828	2026/01/14
設定来安値	3,601	2008/10/28

※同一の基準価額が複数ある場合、直近の日付を表示しています。

騰落率(税引前分配金再投資)(%)

1ヵ月	-5.4
3ヵ月	-4.4
6ヵ月	-2.2
1年	-4.8
3年	3.5
5年	39.6
10年	89.3
設定来	121.0

※騰落率は、税引前の分配金を再投資したものとして算出していますので、実際の投資家利回りとは異なります。
※各期間は、基準日から過去に遡っています。また、設定来の騰落率については、設定当初の投資元本を基に計算しています。

分配金の実績(税引前)(直近3年分)

期	決算日	分配金(円)
第17期	2024/05/15	0
第18期	2025/05/15	0
第19期	2026/05/15	0
設定来累計分配金		0

※分配金は、1万口当たりの金額です。
※分配金は過去の実績であり、将来の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。

ポートフォリオ構成 (%)

ETF(上場投資信託)＋株式	98.9
現金等	1.1
合計	100.0
株式先物	-
株式実質組入(現物＋先物)	98.9

※組入比率は、純資産総額に対する割合です。
※現金等の中には未払金等が含まれるため、比率が一時的にマイナスとなる場合があります。

当資料は、ファンドの運用状況に関する情報提供を目的としてアセットマネジメントOneが作成した資料であり、
投資信託説明書(交付目論見書)ではありません。
「投資信託に関する留意点」、「当資料のお取扱いについてのご注意」をよくお読みください。

Asset Management One
アセットマネジメントOne

通貨別組入比率（%）

	通貨	組入比率
1	ベトナム・ドン	37.2
2	インドネシア・ルピア	29.3
3	フィリピン・ペソ	25.3
4	USドル	5.6
5	韓国ウォン	1.5

※組入比率は、純資産総額に対する割合です。

国・地域別組入比率（%）

	国・地域	組入比率
1	ベトナム	37.2
2	インドネシア	29.3
3	フィリピン	25.3
4	米国	3.8
5	台湾	1.7
6	韓国	1.5

※組入比率は、純資産総額に対する割合です。
※国・地域は、原則として法人登録国または地域を表示しています。

組入上位10銘柄（%）（組入銘柄数 56）

	銘柄 業種	国・地域/ 通貨	VIP区分	組入比率
1	インターナショナル・コンテナ・ターミナル・サービス 運送インフラ	フィリピン/ フィリピンペソ	VIP	8.6
2	ビングループ 不動産管理・開発	ベトナム/ ベトナムドン	VIP	7.5
3	バンク・ラヤット・インドネシア 銀行	インドネシア/ インドネシアルピア	VIP	4.5
4	バンコ・デ・オロ・ユニバンク 銀行	フィリピン/ フィリピンペソ	VIP	4.4
5	HDバンク 銀行	ベトナム/ ベトナムドン	VIP	4.3
6	ビンホームズ 不動産管理・開発	ベトナム/ ベトナムドン	VIP	4.2
7	バンク・セントラル・アジア 銀行	インドネシア/ インドネシアルピア	VIP	3.7
8	フィリピン・アイランズ銀行 銀行	フィリピン/ フィリピンペソ	VIP	3.5
9	ベトナム外商銀行 銀行	ベトナム/ ベトナムドン	VIP	3.3
10	バンク・マンディリ 銀行	インドネシア/ インドネシアルピア	VIP	3.0

※組入比率は、純資産総額に対する割合です。
※業種は、世界産業分類基準（GICS）によるものです。
※国・地域は、原則として法人登録国または地域を表示しています。
※VIPとは、ベトナム（Vietnam）、インドネシア（Indonesia）、フィリピン（Philippines）の3ヵ国の頭文字をとり委託会社が独自に名付けたものであり、一般的な定義ではありません。
※当該個別銘柄の掲示は、銘柄推奨を目的としたものではありません。

当資料は、ファンドの運用状況に関する情報提供を目的としてアセットマネジメントOneが作成した資料であり、
投資信託説明書（交付目論見書）ではありません。
「投資信託に関する留意点」、「当資料のお取扱いについてのご注意」をよくお読みください。

Asset Management One
アセットマネジメントOne

市況動向(直近1年)

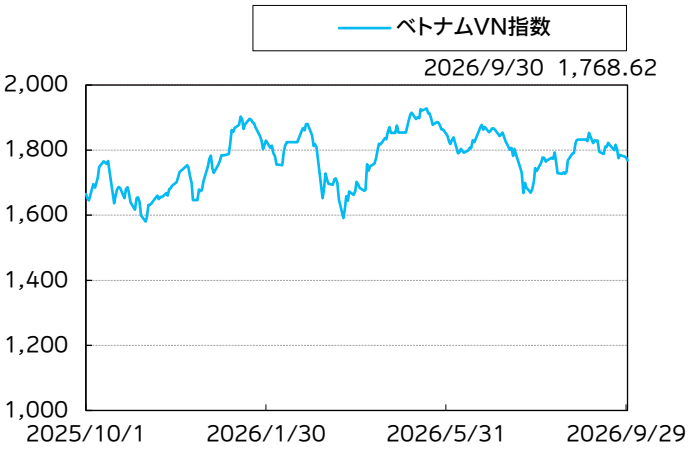

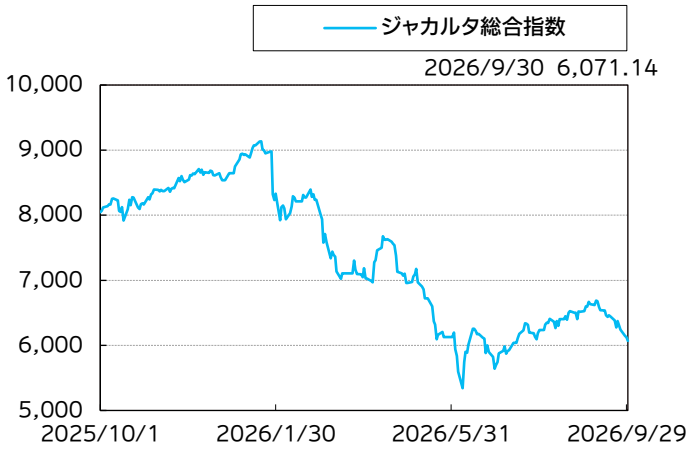

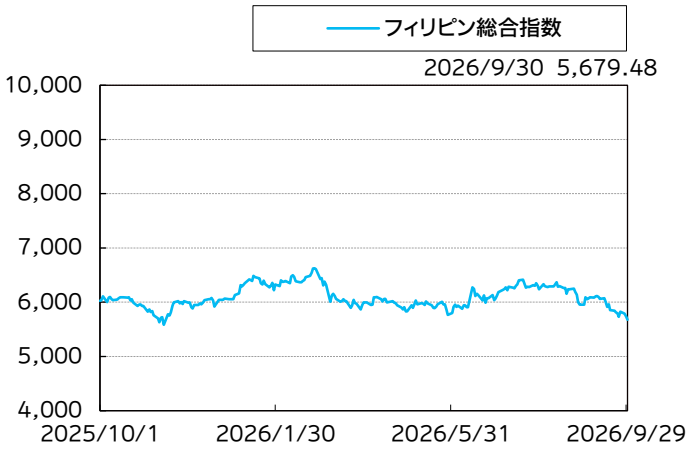

※指数の詳細は、後掲の「指数の著作権などについて」をご参照ください。
※Bloombergのデータを基に委託会社が作成。

マーケット動向とファンドの動き

9月のアジア株式市場（MSCIアジア除く日本指数ベース）は、中東情勢の緊迫化や米長期金利の上昇を背景に下落し、主要投資対象であるベトナム・インドネシア・フィリピン株式市場についても下落しました。

・ベトナムVN指数
株式市場は下落しました。経済指標は、8月の製造業PMI（購買担当者景気指数）は前月から上昇し、引き続き景気判断の分かれ目となる50を上回りました。8月のCPI（消費者物価指数）の前年比変動率は前月から加速しました。小売売上高の前年比変動率は前月から加速しました。

・フィリピン総合指数
株式市場は下落しました。経済指標は、8月の製造業PMI（購買担当者景気指数）は前月から上昇し、引き続き景気判断の分かれ目となる50を上回りました。8月のCPI（消費者物価指数）の前年比変動率は前月から概ね横ばいとなり、引き続き高水準となりました。7月の海外労働者からの送金額の前年比変動率は前月から加速しました。

・ジャカルタ総合指数
株式市場は下落しました。経済指標は、8月の製造業PMI（購買担当者景気指数）は前月から低下し、景気判断の分かれ目となる50を下回りました。8月のCPI（消費者物価指数）の前年比変動率は前月から加速しました。7月の輸出・輸入の前年比変動率は前月から減速しました。

経済ファンダメンタルズや企業業績の長期的な成長を見据えて、ファンドではVIP（ベトナム・インドネシア・フィリピン）比率を7割以上に維持しました。なお当ファンドの基準価額は下落しました。

今後のマーケット見通しと今後の運用方針

＜カントリーアロケーション＞
短期的には、米国の景気・物価と金融政策の方向性、中国の景気動向等を巡って株式市場は変動性が高い状態が続く可能性がありますが、主要投資対象である3カ国の経済は基本的には堅調に推移すると見ており、引き続き長期を見据えてVIP市場をメインとした投資を続けていきます。中でもベトナムに関しては、①物価と為替が長期で見て概ね安定していること、②安定的な労働力供給や旺盛な個人消費、③輸出の増加に伴う経常収支黒字の拡大、④鉄道・道路に加えて石油化学・電力等のインフラ投資、⑤グローバルサプライチェーンの再編等、経済ファンダメンタルズや企業業績の長期的な成長が期待できることから、資金流入が期待できると見ております。

＜セクターアロケーション＞
業績が堅調な内需関連（銀行・消費関連・不動産）やインフラプロジェクトから恩恵を受けるコングロマリットを多めに保有する予定です。

※マーケット動向とファンドの動きは、過去の実績であり将来の運用成果等をお約束するものではありません。また、見通しと運用方針は、作成時点のものであり、将来の市場環境の変動等により変更される場合があります。

※当資料中の各数値については、表示桁未満の数値がある場合、原則、四捨五入して表示しています。
※当資料中の各数値等は過去の実績であり、将来の運用成果等を示唆・保証するものではありません。

当資料は、ファンドの運用状況に関する情報提供を目的としてアセットマネジメントOneが作成した資料であり、
投資信託説明書（交付目論見書）ではありません。
「投資信託に関する留意点」、「当資料のお取扱いについてのご注意」をよくお読みください。
Asset Management One アセットマネジメントOne

ファンドの特色

VIP（ベトナム、インドネシア、フィリピン。以下、総称して「VIP」といいます。）の3ヵ国に重点を置きながら、その他のASEAN（東南アジア諸国連合）加盟国や中国（含む香港）、インド等のアジア諸国（除く日本）の株式等に投資を行い、中長期的な信託財産の成長を目的として、積極的な運用を行います。

VIPとはベトナム（Vietnam）、インドネシア（Indonesia）、フィリピン（Philippines）の3カ国の頭文字をとり委託会社が独自に名付けたものであり、一般的な定義ではありません。

1．VIP（ベトナム・Vietnam、インドネシア・Indonesia、フィリピン・Philippines）を中心に、アジア諸国（除く日本）の株式等※に投資します。

● VIP3カ国、その他ASEAN加盟国（タイ、シンガポール、マレーシア等）や中国（含む香港）、インド等の株式等※を投資対象とし、中長期的に信託財産の成長を図ることをめざして積極的な運用を行います。
上記の国のすべてに投資するものではありません。また、上記以外のアジア諸国へ投資する場合もあります。

※株式等：投資対象国で上場または取引されている株式および当該株式と同等の投資成果を得られると委託会社が判断する有価証券。

2．VIPへの投資比率は保有有価証券の時価総額の過半を保つよう努めます。また、VIP3カ国の投資割合はそれぞれ概ね1／3程度になることをめざします。
ただし、投資環境によっては必ずしも均等とならない場合があります。

● VIPの市場流動性（個別銘柄の売買高、外国人投資規制等）や当ファンドの純資産残高、市場混乱等によりVIPへの投資比率が過半を割り込む場合があります。また、設定解約資金・分配資金への対応等から、同様に過半を割り込む場合があります。

3．VIP以外のアジア諸国（除く日本）への投資にあたっては、トップダウン・アプローチによって国別資産配分を決定します。

● マクロ経済指標、相場環境分析等に基づき、各国株式市場のバリュエーション、利益成長性、モメンタム等を総合的に判断し国別配分比率を決定します。

4．投資対象は、アジア域内の経済成長を享受できる企業とし、利益成長性等と比較して妥当と思われる株価水準で投資を行います。

● 企業の業績などのファンダメンタルズ、株価のバリュエーション等に関する評価・分析により、投資銘柄を選別します。
● 特定のベンチマークにとらわれない銘柄選択を実施します。

5．年1回決算を行い、収益分配方針に基づき収益分配を行います。

● 毎年5月15日（休業日の場合は翌営業日。）に決算を行い、基準価額の水準、市況動向等を勘案し、分配金額を決定します。
・将来の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。
・分配金額は、分配方針に基づいて委託会社が決定します。あらかじめ一定の額の分配をお約束するものではありません。分配金が支払われない場合もあります。

6．組入外貨建資産については、原則として対円での為替ヘッジは行いません。

資金動向、市況動向等によっては、上記の運用ができない場合があります。

主な投資リスク

当ファンドは、値動きのある有価証券等（外貨建資産には為替変動リスクもあります。）に投資しますので、ファンドの基準価額は変動します。
これらの運用による損益はすべて投資者のみなさまに帰属します。したがって、投資者のみなさまの投資元本は保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。
また、投資信託は預貯金と異なります。
なお、基準価額の変動要因は、下記に限定されるものではありません。

● 株価変動リスク

当ファンドは、株式等に投資します。株式の価格は一般的に大きく変動します。株式市場全体の価格変動あるいは個別銘柄の価格変動により当ファンドの基準価額が下がる要因となる可能性があります。

● 個別銘柄選択リスク

当ファンドでは、個別銘柄の選択により収益を積み上げることを目標としているため、株式市場全体の動きとは異なる場合があります。投資した株式の価格変動によっては収益の源泉となる場合もありますが、株式市場全体の動向にかかわらず基準価額が下がる要因となる可能性があります。

● 為替リスク

当ファンドでは外貨建資産を組入れ、また為替リスクに対して対円での為替ヘッジを行わないことを原則としているため、為替相場が円高になった場合には、当ファンドの基準価額が下がる要因となる可能性があります。
また外貨建資産への投資は、その国の政治経済情勢、通貨規制、資本規制等の要因による影響を受けて損失を被る可能性もあります。

● 信用リスク

当ファンドが投資する株式の発行者が経営不安・倒産に陥った場合、またこうした状況に陥ると予想される場合等には、株式の価格が下落したりその価値がなくなることがあり、基準価額が下がる要因となります。

● 流動性リスク

当ファンドにおいて有価証券等を売却または取得する際に、市場規模、取引量、取引規制等により十分な流動性の下での取引を行えない場合には、市場実勢から期待できる価格どおりに取引できないことや、値動きが大きくなることがあり、基準価額に影響をおよぼす可能性があります。

● カントリーリスク

当ファンドの投資対象国は、先進国に比べ、市場規模が小さく、流動性が低い場合があります。また、金融商品取引所等、証券決済に関する規定、会計基準等が先進国と異なる場合があることから、運用上予期しない制約を受けることがあります。また、投資対象国・地域において、政治・経済情勢の変化等によって市場に混乱が生じた場合、もしくは取引に対する規制が変更となる場合または新たな規制が設けられた場合等には、運用上の制約を受ける可能性があり、当ファンドの基準価額が下がる要因となる可能性があります。

● 国別配分リスク

当ファンドのVIPへの投資比率は過半を超えるものとし、VIP以外のアジア諸国（除く日本）への投資比率についてはトップダウン・アプローチにより国別配分を決定します。
この国別配分が当ファンドの収益の源泉となる場合もありますが、収益率の悪い国への配分比率が大きい場合、当ファンドの基準価額が下がる要因となる可能性があります。また、当ファンドではVIPへの投資比率が過半を超えるため、VIPの政治・経済情勢に変化があった場合にはその影響を大きく受けます。その影響により当ファンドの基準価額が変動する可能性があります。

お申込みメモ

購入単位	販売会社が定める単位（当初元本1口＝1円）
購入価額	購入申込受付日の翌営業日の基準価額（基準価額は1万口当たりで表示しています。）
購入代金	販売会社が定める期日までにお支払いください。
換金単位	販売会社が定める単位
換金価額	換金申込受付日の翌営業日の基準価額から信託財産留保額を控除した価額
換金代金	原則として換金申込受付日から起算して7営業日目からお支払いします。
申込締切時間	原則として営業日の午後3時30分までに販売会社が受付けたものを当日分のお申込みとします。 なお、販売会社によっては異なる場合がありますので、詳しくは販売会社にお問い合わせください。
購入・換金申込不可日	以下のいずれかに該当する日には、購入・換金のお申込みの受付を行いません。 ・ベトナムの証券取引所の休業日 ・ベトナムの銀行の休業日 ・インドネシアの証券取引所の休業日 ・インドネシアの銀行の休業日 ・フィリピンの証券取引所の休業日 ・フィリピンの銀行の休業日
換金制限	信託財産の資金管理を円滑に行うため、大口の換金請求に制限を設ける場合があります。
購入・換金申込受付の中止および取消し	金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、購入・換金のお申込みの受付を中止することおよびすでに受付けた購入・換金のお申込みの受付を取り消す場合があります。

信託期間	無期限（2007年4月27日設定）
繰上償還	次のいずれかに該当する場合には、受託会社と合意の上、信託契約を解約し、当該信託を終了（繰上償還）することがあります。 ・受益権の口数が5億口を下回ることとなった場合。 ・受益者のために有利であると認めるとき。 ・やむを得ない事情が発生したとき。
決算日	毎年5月15日（休業日の場合は翌営業日）
収益分配	年1回の毎決算日に、収益分配方針に基づいて収益分配を行います。 ※お申込コースには、「分配金受取コース」と「分配金自動けいぞく投資コース」があります。ただし、販売会社によっては、どちらか一方のみの取扱いとなる場合があります。詳細は販売会社までお問い合わせください。
課税関係	課税上は株式投資信託として取り扱われます。 原則として、分配時の普通分配金ならびに換金時の値上がり益および償還時の償還差益に対して課税されます。 公募株式投資信託は税法上、一定の要件を満たした場合に少額投資非課税制度（NISA）の適用対象となります。 当ファンドは、NISAの「成長投資枠（特定非課税管理勘定）」の対象ですが、販売会社により取扱いが異なる場合があります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。 ※税法が改正された場合等には、上記内容が変更となることがあります。

ファンドの費用

以下の手数料等の合計額、その上限額については、購入金額や保有期間等に応じて異なりますので、あらかじめ表示することができません。
※税法が改正された場合等には、税込手数料等が変更となることがあります。

● 投資者が直接的に負担する費用

購入時手数料	購入価額に、**3.3%(税抜3.0%)**を上限として、販売会社が別に定める手数料率を乗じて得た額となります。
信託財産留保額	換金申込受付日の翌営業日の基準価額に**0.5%**の率を乗じて得た額を、換金時にご負担いただきます。

● 投資者が信託財産で間接的に負担する費用

運用管理費用(信託報酬)	ファンドの日々の純資産総額に対して**年率1.87%(税抜1.70%)**
その他の費用・手数料	その他の費用・手数料として、お客様の保有期間中、以下の費用等を信託財産からご負担いただきます。 ・組入有価証券等の売買の際に発生する売買委託手数料 ・信託事務の処理に要する諸費用 ・外国での資産の保管等に要する費用 ・監査法人等に支払うファンドの監査にかかる費用　等 ※これらの費用等は、定期的に見直されるものや売買条件等により異なるものがあるため、事前に料率・上限額等を示すことができません。

投資信託に関する留意点

投資信託は、

●預金等や保険契約ではありません。また、預金保険機構および保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。加えて、証券会社を通して購入していない場合には投資者保護基金の対象にもなりません。

●購入金額については元本保証および利回り保証のいずれもありません。

●投資した資産の価値が減少して購入金額を下回る場合がありますが、これによる損失は購入者が負担することとなります。

当資料のお取扱いについてのご注意

●当資料は、アセットマネジメントOne株式会社が作成した販売用資料です。

●お申込みに際しては、販売会社からお渡しする投資信託説明書（交付目論見書）の内容を必ずご確認のうえ、ご自身でご判断ください。

●投資信託は、株式や債券等の値動きのある有価証券（外貨建資産には為替リスクもあります）に投資をしますので、市場環境、組入有価証券の発行者に係る信用状況等の変化により基準価額は変動します。このため、投資者のみなさまの投資元本は保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。ファンドの運用による損益は全て投資者のみなさまに帰属します。また、投資信託は預貯金とは異なります。

●当資料は、アセットマネジメントOne株式会社が信頼できると判断したデータにより作成しておりますが、その内容の完全性、正確性について、同社が保証するものではありません。また掲載データは過去の実績であり、将来の運用成果を保証するものではありません。

●当資料における内容は作成時点のものであり、今後予告なく変更される場合があります。

◆収益分配金に関する留意事項◆

●収益分配は、計算期間中に発生した運用収益（経費控除後の配当等収益および売買益（評価益を含みます。））を超えて行われる場合があります。したがって、分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。

●受益者の個別元本の状況によっては、分配金の全額または一部が、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。個別元本とは、追加型投資信託を保有する受益者毎の取得元本のことで、受益者毎に異なります。

●分配金は純資産総額から支払われます。このため、分配金支払い後の純資産総額は減少することとなり、基準価額が下落する要因となります。計算期間中の運用収益以上に分配金の支払いを行う場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。

委託会社およびファンドの関係法人

＜委託会社＞アセットマネジメントOne株式会社
金融商品取引業者 関東財務局長（金商）第324号
加入協会：一般社団法人資産運用業協会
＜受託会社＞みずほ信託銀行株式会社
＜販売会社＞販売会社一覧をご覧ください。

委託会社の照会先

アセットマネジメントOne株式会社
コールセンター　0120-104-694
（受付時間：営業日の午前9時～午後5時）
ホームページ　URL https://www.am-one.co.jp/

販売会社一覧（お申込み、投資信託説明書（交付目論見書）のご請求は、以下の販売会社へお申し出ください）

○印は協会への加入を意味します。

2026年10月9日現在

商号	登録番号等	日本証券業協会	一般社団法人資産運用業協会	一般社団法人金融先物取引業協会	一般社団法人第二種金融商品取引業協会	備考
ソニー銀行株式会社 ※4	登録金融機関　関東財務局長（登金）第578号	○		○	○	
株式会社池田泉州銀行	登録金融機関　近畿財務局長（登金）第6号	○		○		
株式会社南都銀行	登録金融機関　近畿財務局長（登金）第15号	○				
安藤証券株式会社	金融商品取引業者　東海財務局長（金商）第1号	○				
三菱UFJ　eスマート証券株式会社 ※4	金融商品取引業者　関東財務局長（金商）第61号	○	○	○	○	
株式会社SBI証券 ※4	金融商品取引業者　関東財務局長（金商）第44号	○	○	○	○	
極東証券株式会社	金融商品取引業者　関東財務局長（金商）第65号	○			○	
あかつき証券株式会社	金融商品取引業者　関東財務局長（金商）第67号	○	○			
岩井コスモ証券株式会社	金融商品取引業者　近畿財務局長（金商）第15号	○	○	○		
CHEER証券株式会社	金融商品取引業者　関東財務局長（金商）第3299号	○	○			
静岡東海証券株式会社	金融商品取引業者　東海財務局長（金商）第8号	○				
株式会社スマートプラス	金融商品取引業者　関東財務局長（金商）第3031号	○	○		○	
立花証券株式会社	金融商品取引業者　関東財務局長（金商）第110号	○				
大和証券株式会社 ※4	金融商品取引業者　関東財務局長（金商）第108号	○	○	○	○	
むさし証券株式会社	金融商品取引業者　関東財務局長（金商）第105号	○			○	
楽天証券株式会社 ※4	金融商品取引業者　関東財務局長（金商）第195号	○	○	○	○	
東海東京証券株式会社 ※4	金融商品取引業者　東海財務局長（金商）第140号	○	○	○	○	
東武証券株式会社	金融商品取引業者　関東財務局長（金商）第120号	○				
moomoo証券株式会社	金融商品取引業者　関東財務局長（金商）第3335号	○	○			
SMBC日興証券株式会社	金融商品取引業者　関東財務局長（金商）第2251号	○	○	○	○	
マネックス証券株式会社 ※4	金融商品取引業者　関東財務局長（金商）第165号	○	○	○	○	
岡三ビジネス＆テクノロジー証券株式会社	金融商品取引業者　関東財務局長（金商）第170号	○	○			
野村證券株式会社 ※4	金融商品取引業者　関東財務局長（金商）第142号	○	○	○	○	
松井証券株式会社	金融商品取引業者　関東財務局長（金商）第164号	○		○		
岡三にいがた証券株式会社	金融商品取引業者　関東財務局長（金商）第169号	○				
三木証券株式会社	金融商品取引業者　関東財務局長（金商）第172号	○				
リテラ・クレア証券株式会社	金融商品取引業者　関東財務局長（金商）第199号	○				
三田証券株式会社	金融商品取引業者　関東財務局長（金商）第175号	○				
水戸証券株式会社	金融商品取引業者　関東財務局長（金商）第181号	○	○			
三豊証券株式会社	金融商品取引業者　四国財務局長（金商）第7号	○				
東洋証券株式会社	金融商品取引業者　関東財務局長（金商）第121号	○			○	※1

商号	登録番号等	日本証券業協会	一般社団法人資産運用業協会	一般社団法人金融先物取引業協会	一般社団法人第二種金融商品取引業協会	備考
岡三証券株式会社	金融商品取引業者　関東財務局長（金商）第53号	○	○	○	○	※3 2026年10月14日よりお取扱い終了

●その他にもお取扱いを行っている販売会社がある場合があります。
また、上記の販売会社は今後変更となる場合があるため、販売会社または委託会社の照会先までお問い合わせください。
●販売会社によってお申込みの条件、制限等が異なります。詳しくは販売会社にお問い合わせください。
＜備考欄について＞
※1 新規募集の取扱いおよび販売業務を行っておりません。
※2 備考欄に記載されている日付からのお取扱いとなりますのでご注意ください。
※3 備考欄に記載されている日付からお取扱いを行いませんのでご注意ください。
※4 一般社団法人日本STO協会にも加入しています。

（原則、金融機関コード順）

販売会社一覧（お申込み、投資信託説明書（交付目論見書）のご請求は、以下の販売会社へお申し出ください）

以下は取次販売会社または金融商品仲介による販売会社です。
○印は協会への加入を意味します。

2026年10月9日現在

商号	登録番号等	日本証券業協会	一般社団法人資産運用業協会	一般社団法人金融先物取引業協会	一般社団法人第二種金融商品取引業協会	備考
株式会社SBI新生銀行（委託金融商品取引業者　株式会社SBI証券）	登録金融機関　関東財務局長（登金）第10号	○		○		
株式会社イオン銀行（委託金融商品取引業者　マネックス証券株式会社）	登録金融機関　関東財務局長（登金）第633号	○				
株式会社SBI新生銀行（委託金融商品取引業者　マネックス証券株式会社）	登録金融機関　関東財務局長（登金）第10号	○		○		

●その他にもお取扱いを行っている販売会社がある場合があります。
また、上記の販売会社は今後変更となる場合があるため、販売会社または委託会社の照会先までお問い合わせください。
●販売会社によってお申込みの条件、制限等が異なります。詳しくは販売会社にお問い合わせください。
＜備考欄について＞
※1 新規募集の取扱いおよび販売業務を行っておりません。
※2 備考欄に記載されている日付からのお取扱いとなりますのでご注意ください。
※3 備考欄に記載されている日付からお取扱いを行いませんのでご注意ください。
※4 一般社団法人日本STO協会にも加入しています。

（原則、金融機関コード順）

指数の著作権などについて

ベトナムVN指数に関する著作権等の知的財産その他一切の権利はホーチミン証券取引所に帰属します。
ジャカルタ総合指数に関するすべての権利は、インドネシア証券取引所が所有しています。
フィリピン総合指数はフィリピン証券取引所（以下「PSE」といいます。）の算出する指数で、著作権等のあらゆる権利はPSEに帰属します。
世界産業分類基準（GICS）は、MSCI Inc.（MSCI）およびStandard & Poor's Financial Services LLC（S&P）により開発された、MSCIおよびS&Pの独占的権利およびサービスマークであり、アセットマネジメントOne株式会社に対し、その使用が許諾されたものです。MSCI、S&P、およびGICSまたはGICSによる分類の作成または編纂に関与した第三者のいずれも、かかる基準および分類（並びにこれらの使用から得られる結果）に関し、明示黙示を問わず、一切の表明保証をなさず、これらの当事者は、かかる基準および分類に関し、その新規性、正確性、完全性、商品性および特定目的への適合性についての一切の保証を、ここに明示的に排除します。上記のいずれをも制限することなく、MSCI、S&P、それらの関係会社、およびGICSまたはGICSによる分類の作成または編纂に関与した第三者は、いかなる場合においても、直接、間接、特別、懲罰的、派生的損害その他一切の損害（逸失利益を含みます。）につき、かかる損害の可能性を通知されていた場合であっても、一切の責任を負うものではありません。